

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の管理職員特別勤務手当に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第24条第2項及び第3項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給額)

第2条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員管理職手当細則（以下「旧管理職手当細則」という。）別表第1に掲げる職を占める教職員

次に掲げる旧管理職手当細則別表第1に掲げる職について定められた区分に応じ、それぞれ次に定める額

一	1種	12,000円
二	3種	10,000円
三	4種	9,000円
四	5種	8,000円
五	7種	6,000円
六	8種	4,000円

2 勤務に従事した時間が6時間を超える場合は前項のそれぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 旧給与規程第24条第2項により定める額は、前項に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

一	1種	6,000円
二	3種	5,000円
三	4種	4,500円
四	5種	4,000円
五	7種	3,000円
六	8種	2,000円

4 旧給与規程第24条第1項の勤務をした後、引き続いて同規程第2項の勤務をした第1項の教職員には、その引き続く勤務に係る旧給与規程第24条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

### 附 則

#### (施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。